

令和4年（行ウ）第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

## 準備書面(5)

令和5年3月22日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 崎山 敬太郎

第1 令和5年1月27日付け訴えの追加的変更申立書による変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項記載の請求のうち令和4年10月26日付け公文書一部不開示決定によって開示された部分についての不開示決定の取消しを求める訴えを却下する
  - 2 請求の趣旨第3項記載の訴えを却下する
  - 3 本件訴えのうち公文書開示決定の義務付けを求める訴えを却下する
  - 4 原告の請求をいずれも棄却する
  - 5 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 原告第2準備書面に対する反論

原告第2準備書面のうち以下に記載のない被告の従前の主張に反する事実は、否認ないし不知、主張については争う。

1 原告第2準備書面第2の2(2)エについて

処分庁が本件処分(1)を行ったことによって、訴訟物を特定できなくなったということはないため、原告の共同代表者らが訴訟を提起でき

なくなるということもない。これは、原告自身も第2準備書面15頁で主張している。

また、憲法32条の趣旨に反する意図に基づいて本件処分(1)が行われた事実はない。

処分庁は、処分庁において運天で収集されたことが明らかになっている人骨の情報を隠しているわけではない。処分庁は、運天で収集された人骨であるかどうかにつき調査を終えておらず、あくまで移管台帳に記載された情報を不開示としているにすぎない。運天で収集されたかどうかにつき、処分庁の見解が決まれば、その調査結果については公表する予定である。処分庁は、処分庁において現時点で不確かな情報を提供することで、調査研究に費やす時間が削られること等を防止しようとしているのである。

なお、原告第2準備書面第2の2(2)エ第3段落は争う。

## 2 同(3)ウについて

処分庁は、原告や本件移管台帳に記載された本件人骨に利害関係を有する県民らの請願権の行使を妨害することを意図していない。被告の主張は、要望等の増加を誘発しないためという限りものであり、要望等があった場合に、それを妨害することはない。

また、その要望等の増加を誘発しないためという目的も調査研究を終えるまでのものであり、発表後には本件不開示部分を開示したときと同じ状況が予想されるものの、それを回避することはない。

したがって、本件処分(1)が、請願権の行使を妨害しようという意図によるという事実は認められない。

## 3 同(4)について

### (1) 同オについて

処分庁が不開示としているのは、移管台帳に記載された本件人骨

を収集したとされる場所の情報であり、本情報が確実に本件人骨の収集場所かは未だわからない。処分庁は、本件人骨がどこで収集されたものなのかにつき、調査中であり、特定できていない。

原告は、処分庁が「遺骨の返還」が全県民的な議論になることを防ぐ目的で、本件条例7条7号ウを適用したものと考えるのが合理的であると主張するが、争う。処分庁の目的は、調査研究に関する事務の遂行である。

#### 4 同第2の3(3)について

処分庁は、問い合わせに対し、誠実に説明を行っている。本件処分(1)についても、理由なく不開示としたものではない。

#### 5 同(4)、(5)について

被告は、訴訟提起、要望等があれば、当然ながら適切に対応する。被告の主張は、あくまで誘発しないようにというものであり、適法な訴訟提起や要望等を阻害することを目的としていない。したがって、現に訴訟提起できること、要望等があることで、処分庁の目的が無意味となるものではない。

#### 6 同第2の4(2)イについて

(1) 同(イ)は争う。本件移管台帳は、国立台湾大学医学院における調査結果を発表するためのものではないため、原告の主張は認められない。

(2) 同(ウ)の国立台湾大学医学院の個々の人骨の識別・分類する調査については不知。また、同(ウ)の国立台湾大学医学院や訴外土肥氏ら専門家による調査の結果としては、本件移管台帳記載の収集場所が客観的に確定した情報であったといえるかは不知。それについて、処分庁として調査しているところである。

#### 7 同第2の4(2)ウについて

争う。被告準備書面(2)5頁に記載のとおり、本件人骨についての根拠資料とされる許氏論文等と移管台帳の記載は異なる。そのため、処分庁による調査結果と移管台帳記載の情報が異なる可能性はある。

一方で、調査の結果、同じになる可能性もある。

いずれにしても根拠資料が何になるか、その価値はいかなる理由でどのようなものと考えられるかを、処分庁において判断する前に説明することは調査研究の妨げにしかならない。

処分庁の調査の結果を踏まえて、根拠資料等について説明することでしか、処分庁の調査目的を果たすことはできない。

#### 8 同第2の4(2)エについて

いつまでも開示されないという事態が生じることはない。また、一日も早く調査研究を進めるためにも、調査研究に注力すべく、現時点において、本件不開示部分(1)を開示することはできない。

#### 9 同第2の4(3)について

甲27号証1頁目に記載された処分庁の台湾調査は、甲27号証の記載に基づくものと思われるが、1997年に処分庁が台湾大学所蔵琉球人骨の調査を訴外土肥氏に依頼した事実はない。

原告が主張するその後の訴外土肥氏の調査研究は、処分庁の調査ではないため不知、それによって処分庁に収集場所について検証の機会があったという主張については争う。

#### 10 同第2の4(4)について

被告は、本件人骨の調査研究について、それから生じる疑念や誤解、被告の業務に対する批判的な報道や運動等を予想して、本件処分(1)を行ったわけではない。

#### 11 まとめ

処分庁は、従前主張してきた対応等が増えることで、調査研究に関

する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため、不開示としたが、問い合わせを正当な理由なく受理しなかったり、不誠実な回答に終始したりしたことはなく、今後もそのような対応をすることはない。妨害する目的はないが、調査が終わるまで、問い合わせ等に対応する事務が増加する事態は避けたいというものである。被告準備書面(2)9頁で主張したとおり、調査を進め、移管台帳についても公表する予定である。

原告は、本件処分(1)に関して、本件における本件条例7条7号ウの適用が違憲違法である、要件該当性判断に係る裁量を著しく濫用したものであると主張するものの、その主張は、上記のとおり前提とする事実が存在しないため認められるものではない。

#### 12 原告第2準備書面第3について

争う。

#### 第3 令和5年1月27日付け訴えの追加的変更申立書記載の請求の原因の追加に対する認否

- 1 同第2については不知。
- 2 同第3の2については認める。
- 3 同3については認める。
- 4 同4について

(1) 同(1)ア第2段落は否認する。原告が、原告第2準備書面15頁で主張しているとおり、本件処分(1)によって、原告が訴訟提起できなくなることはない。そして、処分庁が、原告の訴訟提起を妨げる目的で、本件処分(1)を行った事実もない。

同第3段落は争う。

- (2) 同イは否認ないし争う。
- (3) 同(2)は否認ないし争う。

(4) 同(3)、同(4)は争う。

5 同 5 について争う。

6 同第 4 は争う。

7 同第 5 は否認ないし争う。

8 同第 6 は争う。

#### 第 4 原告第 3 準備書面に対する反論

原告第 3 準備書面のうち以下に記載のない被告の従前の主張に反する事実は、否認ないし不知、主張については争う。

1 原告第 3 準備書面第 3 の 1 (1)第 2 段落は不知。収集場所と推測される場所が記載されている。

2 同第 3 の 1 (2)、同 (3) 記載の事実が、甲 1 4 号証、甲 1 5 号証に記載されていることは認めるが、その存否は不知。

3 同(4)は争う。

4 同第 3 の 1 (2)について

(1) 本件人骨は、台湾大学から学術資料として移管を受けたもので、現在は全ての資料を一時的に県立埋蔵文化財センターの収蔵庫で保管している。学術資料であるため日々の儀礼は行っていないが、収蔵庫において、温度、湿度の適正な管理を行っており、また一体ずつ保存箱に収めて大切に保管している。

(2) 本件人骨の調査を実施するにあたり、同意を要する遺族は現時点で確認できていない。

(3) 遅くとも 1 8 世紀前半には、百按司墓の被葬者の子孫は途絶え、墓の掃除をする人も祭祀をする人もいないと、琉球の正史である『中山世譜』や『球陽』に記されている。

5 同第 3 の 1 (3)について

争う。本件移管台帳の黒塗り部分が開示されなくとも、原告が主張

する「琉球・沖縄の人びとが、もしかすると自分の祖先かもしれない琉球人の遺骨が、段ボールに入れられた状態で「資料」として「保管」されていること」、今後同意なく調査が行われる蓋然性があることは認識できる。もっとも、上記のとおり、同意を要する遺族は現時点で確認できていない。

#### 6 同第3の4について

原告は、琉球人遺骨の返還問題については、琉球・沖縄の人びとの高い関心が集まっていると主張するが不知。なお、多くの報道がなされていることは認める。

仮に、沖縄県民の高い関心が集まっているのであれば、処分庁において確認の不十分な情報を公開することは、誤解を招くおそれがあることから、現時点では部分開示とし、本件移管台帳の黒塗り部分は、処分庁の調査研究結果とともに、公表する方が適切である。

#### 7 同第3の5について

争う。なお、繰り返しになるが、被告は、調査研究を終え次第、その結果とともに本件移管台帳を公表したいと考えている。

#### 8 同第4について

繰り返しになるが、遅くとも18世紀前半には、百按司墓の被葬者の子孫は途絶え、墓の掃除をする人も祭祀をする人もいないと、琉球の正史である『中山世譜』や『球陽』に記されている。本件人骨のうち、百按司墓に埋葬されていた人骨があったとしても、原告共同代表の亀谷氏、同玉城氏の祖先の遺骨かは不知。

これらのことからすれば、本件移管台帳に記載された情報は、原告共同代表の両氏の祖先の遺骨がどこに存在しているかを明らかにするものではないから、両氏が当該情報を知る利益が極めて大きいとの主張は認められない。

同第 6 段落は争う。

9 原告第 3 準備書面第 5 について

- (1) 同 1 は争う。
- (2) 同 2 について

本件人骨に関する調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大を含む諸般の事情により、当該年度内に実施することができず、本件不開示部分(2)に記載された都道府県への渡航や研究機関等調査先への調査は終了していない。そして、この調査は、令和 5 年度以降での実施を計画していることから、現時点で調査先の情報を開示することはできない。

なお、予算を執行できていないので、支出資料はない。

10 原告第 3 準備書面第 6 は争う。

以 上